

資料提供  
令和7年4月23日  
課名 住宅課  
担当者 中野、綿井  
内線 4171  
電話 082-513-4171

## 県営住宅家賃の減免判定の誤りについて

### 1 要旨

県営住宅入居者の家賃減免申請の判定に誤りがあり、本来の減免額よりも過小に減免していたことが判明したため、減免の再判定を行うとともに、納入済の家賃について、返還が必要となる世帯及び額を確定し、返還手続きを進める。

### 2 概要

#### (1) 経緯

4月上旬に入居者から、令和6年度と比較して令和7年度の家賃が増加している旨の申し出があり調査したところ、家賃の算定に使用する減免判定の誤りを確認した。

#### (2) 誤りの内容

家賃の減免については、入居者からの減免申請を受けて、減免基準への適合可否を判定し、基準に適合する場合、家賃を10%~70%減免している。

判定に当たっては、生活保護法に基づく生活扶助基準額等により減免基準額を算出しているが、令和6年4月以降の算出に用いた係数に誤り\*があり、減免率が過少に判定されていた。

\* 生活保護法による保護の基準の改正により、令和5年10月以降に生活扶助基準額の算出式の係数（過去の改正の経過措置）が廃止されたが、その反映を行っていなかった（別紙参照）。

#### (3) 減免の再判定を行う世帯数

(単位：世帯)

| 区分     | 対象者                      | 減免承認  | 不承認 | 合計    |
|--------|--------------------------|-------|-----|-------|
| R6年度家賃 | 令和6年4月以降に新規に家賃減免手続きを行った者 | 264   | 177 | 441   |
| R7年度家賃 | 令和7年2~3月に家賃減免の更新手続きを行った者 | 918   | 333 | 1,251 |
| 合計     |                          | 1,182 | 510 | 1,692 |

注1 不承認(合計約510世帯)は、減免判定の結果、不承認だった全数を記載している。再判定により、基準に適合すれば対象となる。

注2 R6、R7で重複している世帯があり、実際の世帯数は、合計約1,466世帯。

注3 R6年度家賃に関して、令和6年2~3月に家賃減免の更新手続きを行った者については、適切に算定されている。

### 3 対応等について

令和6年4月以降に減免判定を行った1,692世帯について再判定作業を進めており、5月中旬を目途に再判定及び家賃の再計算を完了させて、結果を通知する。

また、既に納付済の家賃と再計算後の家賃との差額については、返還を行う。

なお、減免の再判定を行う対象世帯には、4月22日に「減免判定の誤りにより、家賃変更の可能性がある」旨の通知を発送した。

【参考】 生活扶助基準額の算出

| 生活扶助基準額(居宅)                    | 算定式  |   |
|--------------------------------|------|---|
| 令和5年度まで<br>〔基準額①、②の<br>高い方を採用〕 | 基準額① | 第1類②の合計額×世帯人数による逓減率②+第2類②+経過的加算         |
|                                | 基準額② | (第1類①の合計額×世帯人数による逓減率②+第2類①)×0.855+経過的加算 |
| 令和6年度以降(正)                     |      | (第1類×逓減率)+第2類+特例加算+経過的加算                |
| 令和6年度以降(誤)                     |      | (第1類×逓減率)×0.855+第2類+特例加算+経過的加算          |

※ 第1類：飲食物費や被服費等の個人的経費 第2類：光熱水費や家具什器費等の世帯共通的経費